

技術提案実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和 8 年 7 月 31 日

岡山県知事 伊原本 隆太

1 技術提案に付する事項

（１）業務名

令和 8 年度 海ごみ・プラごみ削減フォーラム企画運営業務

（２）契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（３）履行場所

岡山県環境文化循環型社会推進課の指定する場所

（４）契約限度額（見積上限額）

金 3, 4 5 0, 0 0 0 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

（５）事業内容等

「令和 8 年度 海ごみ・プラごみ削減フォーラム企画運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案実施公告日から契約の相手方が特定される日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

（１）岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

（２）入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類 5、小分類 6」であり、格付け区分が「A」又は「B」であること。

（３）入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が「岡山県内」であること。

（４）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

（５）岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

（６）岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

（７）岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

（８）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなさ

れている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- （9）過去5年間に、国又は地方自治体が関係する取組を紹介する広報や普及啓発事業を実施した実績を有すること。

3 契約条項を示す場所

〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6

岡山県環境文化部循環型社会推進課

電話番号：（086）226-7306

FAX番号：（086）224-2271

電子メール：junkan@pref.okayama.lg.jp

4 技術提案参加手続等

（1）仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

令和8年7月31日（金）から令和8年8月14日（金）まで（休日（「岡山県の休日定める条例」（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。なお、岡山県環境文化部循環型社会推進課ホームページからダウンロードすることもできる。

（循環型社会推進課HP：<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/30/>）

（2）技術提案参加資格確認申請書（様式1）の提出期間、場所、方法及び審査

ア 提出期間

令和8年7月31日（金）から令和8年8月14日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法

上記3あてに電子メールにより行うこと。

なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。

エ 審査

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、上記3のあて先に、電子メールにより、参加資格がないとされた理由の説明を求める書類を提出することができる。

なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。

(3) 仕様書等に対する質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和8年7月31日（金）から令和8年8月14日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 方 法

「仕様等に対する質問・回答書（様式2）」により、上記3あてに電子メールにより行うこと。

なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。

また、電話又は口頭による質疑には応じない。

ウ 回答方法

本公告を掲載したウェブサイトには回答を掲載する。ただし、本企画提案に直接関係のないもの、セキュリティ上、明らかにすることが不適切なもの及び質問者固有のもの並びにその他回答すること若しくは前記の回答掲載方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

エ その他

技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

5 技術提案書の提出及び審査

技術提案参加者は、仕様書及び「令和8年度 海ごみ・プラごみ削減フォーラム企画運営業務 技術提案書等作成要領」により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和8年8月24日（月）午後5時（必着）

(2) 場 所

上記3の場所に同じ

(3) 提出書類

技術提案書4部、見積書を1部提出すること。なお、応募点数は1社1点とする。

(4) 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）

(5) 審 査

技術提案書及び見積書に基づき、総合的に判断して契約の相手方を決定する。

ただし、選定された技術提案については、委託契約締結に当たり、内容の一部を変更する場合がある。

6 契約の締結

(1) 契約書の作成の要否 要

(2) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(3) 技術提案に係る費用は、全て応募者負担とする。

- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので、留意すること。

7 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格のない者及び上記4の(2)の期限までに所定の参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 提案書が、上記5(1)の提出期限を超えて提出されたとき。
- (3) 見積書が上記1(4)の条件を満たさないとき。
- (4) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (5) 提案者が、上記2に定める企画提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (6) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには応じない。
- (2) 審査経過については、公表しない。
- (3) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) この技術提案に基づく契約の契約金額に係る消費税額及び地方消費税の額が変更となる場合は、当該契約の変更を行うことがある。